

⑧の地点	⑦の地点から	196度21分00秒	1.50メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	106度21分00秒	5.80メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	16度21分00秒	1.50メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	106度21分00秒	30.20メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	196度21分00秒	1.50メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	106度21分00秒	5.80メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	16度21分00秒	1.50メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	106度21分00秒	21.00メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	196度21分00秒	77.70メートルの地点

(3) 面積

12,965.90 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

天草郡苓北町志岐字町辻 38 の 10 地内及び地先並びに 40 の 3、40 の 14、40 の 7、40 の 8、40 の 9、40 の 10、40 の 11、40 の 12、40 の 13 及びこれらの区域に隣接介在する水路に隣接する無番地（堤）地内及び地先、字町辻 61、65、66、70、71 の 2、72 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路に隣接する無番地（堤）地内及び地先並びに平成 15 年 1 月 29 日付け熊本県指令漁第 46 号の公有水面埋立免許に係る埋立地地内及び地先公有水面

(2) 区域

次のイの地点からヌの地点までを順次直線で結んだ線及びヌの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 基点四季咲岬燈台（北緯 32 度 31 分 46 秒、東経 130 度 00 分 48 秒）から 113 度 49 分 34 秒 3,909.406 メートルの地点

口の地点	イの地点から	16度21分01秒	122.00メートルの地点
ハの地点	口の地点から	106度21分02秒	180.00メートルの地点
二の地点	ハの地点から	196度21分00秒	138.74メートルの地点
ホの地点	二の地点から	274度52分53秒	26.45メートルの地点
への地点	ホの地点から	280度55分51秒	32.81メートルの地点
トの地点	への地点から	292度13分31秒	41.58メートルの地点
チの地点	トの地点から	300度25分47秒	29.48メートルの地点
リの地点	チの地点から	321度54分54秒	24.34メートルの地点
ヌの地点	リの地点から	294度17分06秒	5.70メートルの地点

(3) 面積

24,783.72 平方メートル

5 埋立地の用途

- 漁港施設用地
- 公用・公共用施設用地

熊本県告示第 124 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
後藤産業 山鹿市大字南島 1429 番地 2	有限会社 後藤産業	平成 17 年 1 月 17 日

熊本県告示第 125 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 17 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 17 年 1 月 27 日	山鹿市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 126 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同法第15条の2の5第2項において準用する同法第15条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
熊本県菊池市大字西寺633番地2
九州産廃株式会社 代表取締役 前田博憲
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県菊池市大字原字向柏4565番18ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げるもの（管理型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、燃え殻、木くず、動植物性残さ、繊維くず、紙くず、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物、廃プラスチック類、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物であるものを含む。）並びに廃石綿等
- 5 変更事項
産業廃棄物処理施設の構造及び規模の変更
- 6 申請年月日
平成16年9月1日
- 7 申請書の縦覧場所
熊本県菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
 - (1) 期間
平成17年2月4日から平成17年3月4日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
 - (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒861-1331 菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
 - (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
（例）「九州産廃株式会社が菊池市に設置している産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の構造及び規模の変更事業」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
 - (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-383-0628
 - (2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号 0968-25-4155

熊本県告示第127号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定により当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
熊本県菊池市大字西寺633番地2
九州産廃株式会社 代表取締役 前田博憲
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県菊池市大字原字向柏4565番18ほか
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場